中央区 2026年7月改正

住居確保給付金のご案内（転居費用補助）

住居確保給付金（**転居費用補助**）は、同じ住居に居住し、生計をともにする方が死亡または離職、休業等により**世帯収入が著しく減少**し、**家計改善のため、転居により家賃負担を軽減する必要のある方**に、**転居費用を支給**する制度です。ただし支給額には上限があります。

☆支給要件 転居費用補助の支給対象となる方は、**以下の要件にいずれにも該当する方**です

≪基本要件≫

・申請者及び申請者と同一の世帯の方が死亡、または離職、休業等により**世帯の収入額が著しく減少**し、経済的に困窮し、**住居喪失又は喪失のおそれがある**こと

≪収入減少期間要件≫

・申請を行う月において、**世帯収入額が著しく減少した月から２年以内**

≪生計維持要件≫

・申請を行う月において、世帯の生計を主として維持している方

≪収入要件≫

・申請を行う月に、申請者及び申請者と同一の**世帯に属する方の収入の合計が収入基準以下**であること

≪資産要件≫

・申請時に、申請者及び申請者と同一の**世帯に属する方の預貯金等の合計が基準額×6（但し、100万円を超えない）以下**であること

≪家計改善に関する要件≫

・**家計改善支援**を行い**①、②のいずれかの事由により転居が必要**であり、**かつ、その費用の捻出が困難である**と認められること

①転居に伴い賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（持家または居住を持たない方は、その居住を維持または確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む）、家計全体の支出の削減が見込まれること

②転居に伴い賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（持家または居住を持たない方は、その居住を維持または確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること

≪その他≫

・ 離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと

・申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと

世帯	基準額	収入基準	預貯金等	家賃上限額
単身世帯	92,000円	**基準額+家賃額（上限額あり）**	552,000円	69,800円
2人世帯	139,000円		834,000円	75,000円
3人世帯	172,000円	☆申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額	1,000,000円	81,000円
4人世帯	214,000円		1,000,000円	86,000円

☆給付金の対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用 （礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金、共益費、管理費 ・家賃（入居に際して当初の支払いを要する家賃） ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

☆支給額の上限

転居先の住所が所在する市区町村で定める上限金額
（転居先の自治体によって異なります）

☆支給方法

①転居先の住宅に係る初期費用
　原則、中央区から不動産仲介業者等の口座へ振り込みます

ホームページ

② ①以外の経費
　個々の状況に応じて、中央区から業者等の口座へ振り込むか、申請者の口座等へ支給します

≪ 申請方法 ≫

①申請の相談

まずは窓口でご相談ください。制度の説明や必要に応じて他の支援策がないか確認します。また支給要件を確認後、**家計改善支援を実施（要予約）**し転居の必要性を確認し、該当と判断された場合「要転居証明書」を発行します。

②支給の申請

「要転居証明書」の発行後、申請書類をお渡しします。**家計改善支援で示された家賃額を目安に**転居先の住居を確保してください。不動産業者等により記入済の「入居住宅通知書」や家財運搬費用等の見積もりを含めた全ての申請書類がそろったら提出して頂きます。

家計改善支援では何をするの？

家計状況がわかるように家計改善支援員と共に「**相談時の家計表**」と「**転居後の家計計画表**」の**作成**や**家計再生プラン**を作ります。そのうえで、**家計改善のために転居が必要である**こと、**転居費用の捻出が困難である**こと等を確認します。また、家計の状況を踏まえて、**転居後の家賃の適正額**を示します。

≪ 支給決定後 ≫

審査の結果、支給が決定すると「住居確保給付金支給決定通知書」を交付し給付金を支給いたします。（支給方法については、上記をご参照ください）

受給者は、入居日から7日以内に報告書、賃貸借契約書の写し、住民票の写し等を提出していただきます。
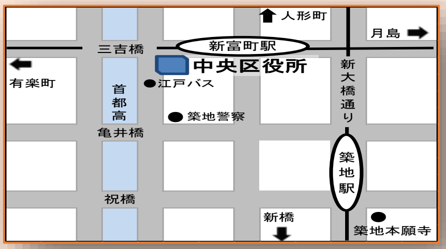
【問合せ先】京橋ふくしの総合相談窓口
（中央区自立相談支援機関）
中央区福祉保健部地域福祉課
電話：03-3546-5303
住所：〒104-8404　東京都中央区築地 1-1-1
メールアドレス：jiritsu_sodan@city.chuo.lg.jp